

4月から

国民健康保険制度が変わります

シリーズ2 保険給付に関する変更点について

1 保険証の表示変更

国民健康保険の運営が広域化することに伴い、県も保険者になり、被保険者証には都道府県名が表記されます。これにより平成 30 年度以降は、被保険者の方が福井県内の他市町へ引っ越した場合でも、資格は継続されます。しかし、県外へ転出する場合には、資格が喪失します。

また、70 歳から 74 歳の被保険者の方へは高齢受給者証が交付されていますが、この高齢受給者証にも県名が表記されます。

各種医療証の変更時期は次のとおりです。(各種医療証は、これまでどおり町が発行します。)

各種医療証	変更時期
国民健康保険高齢受給者証	8 月 1 日から
国民健康保険限度額適用認定証	
国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証	
国民健康保険特定疾病療養受療証	
国民健康保険被保険者証	10 月 1 日から

【被保険者証の変更後のイメージ(厚生労働省資料)】

現行(省令様式)	改正案
国民健康保険 被保険者証 有効期限 年 月 日 記号 番号 氏名 性別 生年月日 年 月 日 資格取得年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 世帯主氏名 住所 保険者番号 保険者名 印	●●都道府県 国民健康保険 被保険者証 有効期限 年 月 日 記号 番号 氏名 性別 生年月日 年 月 日 適用開始年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名 印

2 高額療養費該当回数の通算

高額療養費の多数回該当(同一世帯で過去 12 か月間に高額療養費の対象となった回数が 3 回以上となった場合、4 回目から自己負担額が引き下げられる)適用について、県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前に該当した高額療養費の該当回数も通算することにより、経済的な負担が軽減されます。

南越前町国民健康保険からのお願い

医療費は年々増える傾向にあります。医療費の増加は国保財政を圧迫し、保険税を引き上げざるを得ない状況につながります。日頃から健康づくりやお医者さんの適正受診を心がけ、医療費の節減に努めましょう。



次回は、町の国民健康保険の現状についてお知らせします。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015